Marubeni

丸紅ワシントン報告

2019 年 9 月 23 日

丸紅米国会社ワシントン事務所長
峰尾　洋一
mineo-y@marubeni.com

米国農業アップデート (補助金・多雨・信用状況・政治)

I.　農家向政府補助金（対中貿易摩擦対応）の詳細発表

160 億㌦の補助金明細の発表

7 月 25 日、米農務省は中国の報復関税等の影響を受けた農家向けの補助金の詳細を発表した。大半（145 億㌦）が農家への直接支払、これ以外に 14 億㌦の作物買入（政府が農作物を買上げて Food bank や学校に供給する）や貿易促進プログラムへの援助等で構成される。対象にはトウモロコシ、小麦、大豆、米、綿花、一部の果物や木の実、豚肉、乳製品等が含まれる。8月以降実際の支払が開始される予定だ。この発表から一週間後の 8 月 1 日、トランプ大統領は中国からの輸入で関税対象外として残っていた 3,000 億㌦部分への関税発動を発表した。これを対抗して中国は米国農産物輸入停止の措置に出た。この報が入って直ぐ、トランプ大統領は「必要なら 2020 年以降も農家への援助を継続する」と発言した。7月の補助金詳細発表の際にパーデュー農務省長官は「来年の補助金は白紙だ」として慎重な姿勢を見せたが、数日で覆された形となった。

補助金 2.0 の内容は昨年の問題を踏まえて設計されている。

145 億㌦の農家支払は 8、11、1 月の 3 回に分けて実施される。2 回目以降はこれからの貿易摩擦の状況に応じてという説明が付されている。昨年は作付した作物の種類に応じて補助金が決められていたが、今回は作物に係わらず面積を基準にした支払になる模様だ。昨年の作物ごとの支払で大豆に偏重したことが問題視された。今年は洪水や多雨等の他要因もある中、市場での需給を無視して政府補助金が多く支給される作物を作付けする可能性があると批判が出ていたが、こうした問題を避ける形で設計されたものと思われる。また農家ごとの収入の上限（補助金を受け取れる）も昨年の 375 千㌦から 500 千㌦に引き上げられた。これらを以って金持ち農家を益々肥え太らせ農家間での格差を広げるという批判も見受けられるが、何れにせよ今年の補助金は昨年浮き彫りになった課題を踏まえての仕組みとなっていることが伺える。

米国からの農作物の輸出は昨年以来低調が続く。

次頁のグラフは米国からの農産物輸出額の月展開の数値を、2014 年、2016 年、2018 年、2019 年比較したものである。18 年は 14、16 年と比較して下回っている（特にピーク時の秋）ことが判る。

また 19 年はその 18 年比較でも更に数量が下落しており、対中関税の影響が疑われる。

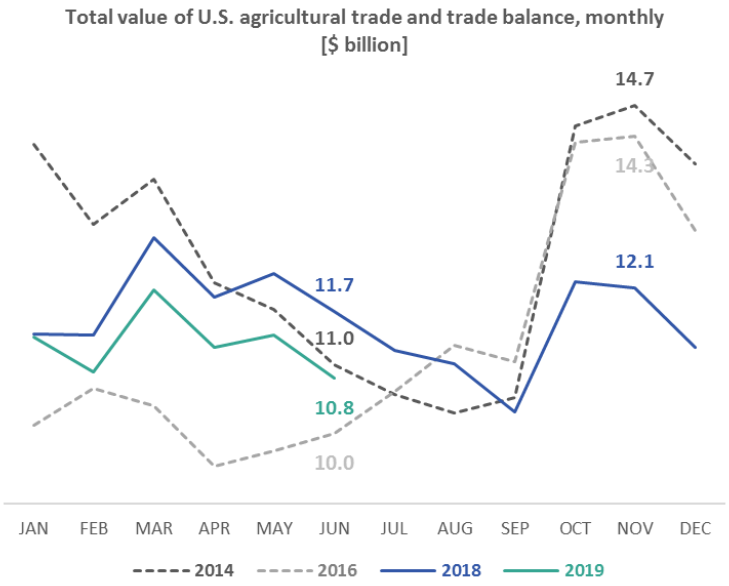

(出所：農務省)

II. 天候不良の影響

天候不順に因る作付の不調。

8 月 12 日に農務省が発表した Crop Acreage Data によれば、今年は 2007 年に農務省がデータの発表を初めて以来最大の 19.4 百万㌊ が作付不能となった。これは記録的な多雨・洪水の影響によるものと言われている。次頁の図は 2018 年 8 月・2019 年 8 月時点での作付不能となった Acreage 面積の上位 20 州を抽出したものだ。昨年と比較すると今年の影響の大きさは一目瞭然だ。サウスダコタが突出して大きな面積とはなっているが、イリノイ・オハイオ・ミズーリ・アーカンソー・ミネソタの各州も 1 百万㌊ を超える面積の耕地が作付不能となっていることがわかる。

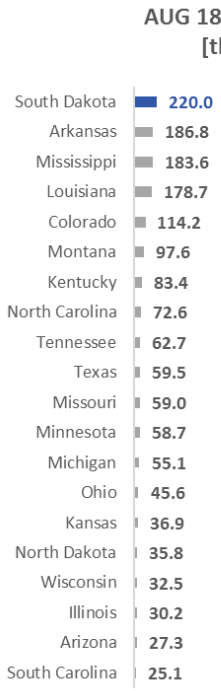

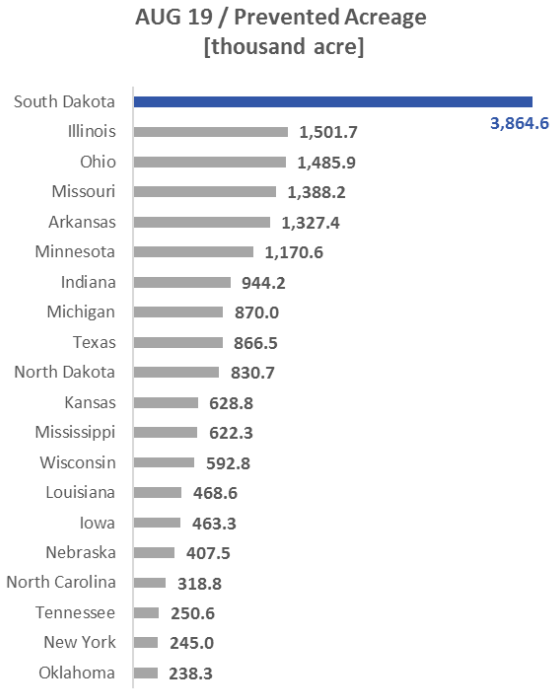

（出所：農務省）

コーンベルト地域の多くの州で被害。

下は前述の上位 20 州を地図にしたものだが、これをみても中西部州が多く、イリノイ・オハイオ・ミズーリなどコーンベルトに含まれる地域が影響を受けている事が伺える。

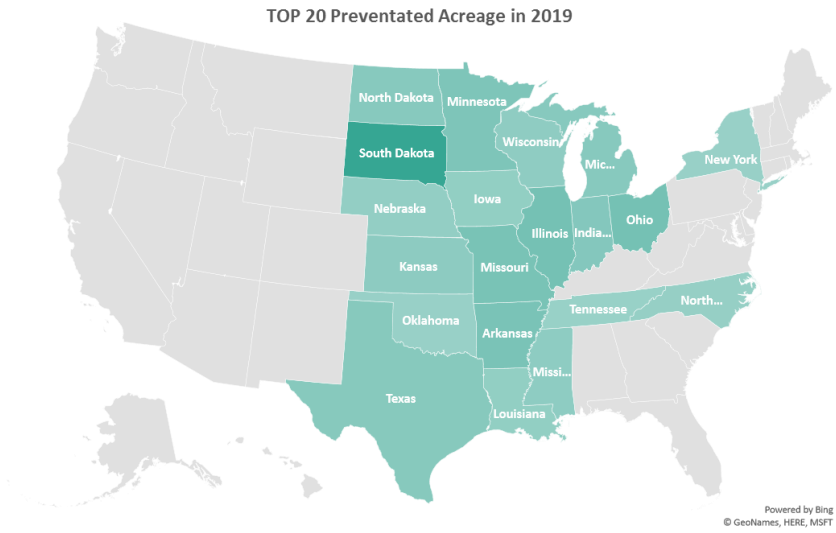

（出所：農務省）

III. 農家の信用状況

農業・漁業向け債務整理の改正法案が議会可決

7 月 25 日下院、8 月 1 日上院にて Chapter 12（家族経営の農業・漁業向けの連邦倒産法の一つ）適用可能となる債務上限を引き上げる法案が可決された。8 月 13 日に大統領に提示されて署名待ちだが成立の可能性は高いと見られている。農家の債務整理の簡素化やコスト削減を目論んでの立法ではあるが、同時に昨今の作物価格の下落や多雨・洪水の影響などを受けて農家の債務整理件数が増える可能性もある。下のグラフが 2012 年以降の Chapter 12 の手続き開始件数（各年 6 月で集計、最新は 2019 年 6 月時点）だ。この数値の推移のみで農家の信用力を測るのは正確ではないが、2013 年以降の収益減少と反比例して手続き開始件数が増えてきており、何らかの因果関係がある可能性は否定できない。

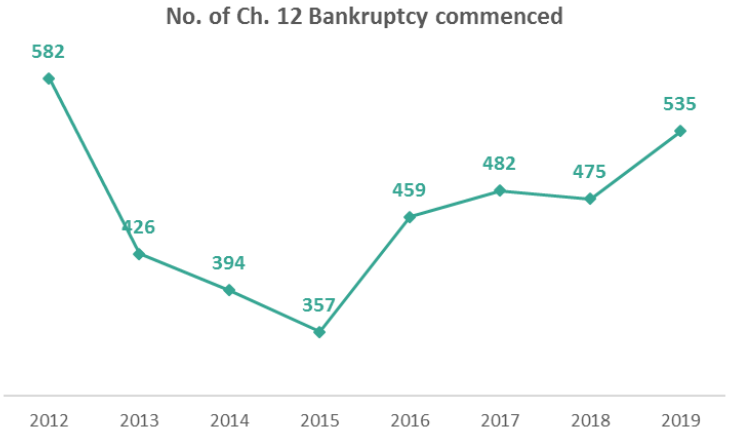

（出所：US COURT）

支払遅延数増加の傾向が続いている。

5 月 29 日発表の Federal Deposit Insurance Corp.（FDIC）四半期レポートでは、農地貸付の支払遅延の増加が見られた。発表時ブリーフィングで FDIC は、90 日超遅延等の長期遅延債務は 1.28%に達し長期平均を上回り、増加傾向が見られるとした。下グラフの通り、遅延（30-89 日[左図・灰色棒グラフ]・90 日+[同青色棒グラフ]）は四半期間でバラつきはあるが総じて増加傾向。ローン残高（右図・灰色棒グラフ）は漸増、”non-accrual（長期遅延）”部分（右図・緑色棒グラフ）は 2015 年に底を打った後、複数年に亘り増加傾向にあることが見て取れる。

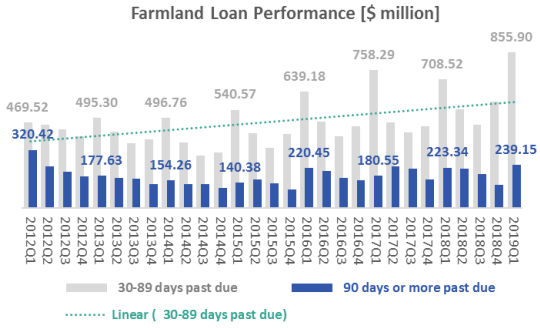

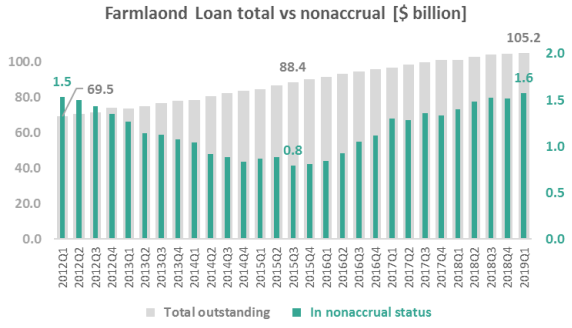

（出所：FDIC）

土地価格が軟化する予想がある。

カンザスシティ連銀の報告（対象にミズーリ・ネブラスカ・カンザス等の州を含む）では、下図の前年比農地価格推移に見られる通り、地価は回復基調にあるものの、Cap rate の低下や売り圧力の高まりで農地価格の軟化が示唆されている。収益減少傾向の中で農地価値だけに依拠した与信は磐石と言い切れない。

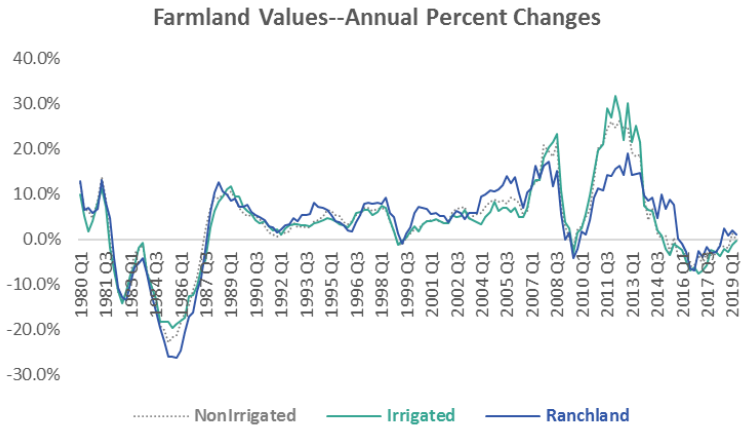

（出所：カンザスシティ連銀）

IV. 政治的な動き - 民主党候補の農業政策

バイデン・ウォーレン等、民主党有力候補が地方再生・農業政策を発表。

来年の大統領選挙を控えて有力候補からも農業に関する考え方や政策が発表されている。最有力のバイデン候補は 7 月、地方再生の一環として、農家にとって意味のある（関税のみへの依拠を止め）通商政策の実施、農業への新規参入の促進、地域に根ざした市場ベースのサプライチェーン構築、新規技術開発の為の教育研究機関への投資、世界に先駆けたゼロ・エミッションの実現と同時に新たな収益源の創出（官民一体となった温室ガス削減の努力。一例として土壌・環境改善に繋がる間作（Cover crops）や環境負荷の低い農業のやり方、カーボン市場の導入等）を打ち出した。8月に入りエリザベス・ウォーレン候補は農薬や種子、食肉加

工等の業界での大企業の解体、独占禁止の規則の強化、農家への寄付金の代わりに生産コストベースの政府保証価格の導入（余剰を政府が保管し市場安定を図る）、環境負荷の低い農業導入の為に毎年 150 億ﾄﾞﾙの拠出、小規模農家保護の為に軍や病院等で地元農家からの買い上げ促進等が含む政策を発表した。

気候変動と農業との関係の指摘

民主党候補の農業政策に一様に含まれるのは環境負荷の低い、ゼロ・エミッションなどの気候変動に関連した政策だ。こうした一連の政策の公表と時を同じくして発表された『気候変動に関する政府間パネル』（IPCC）のレポートでは『人為起源の温室効果ガスの排出量』(GHG)のうちの 23%が農業・林業始めとした土地使用に起因すると指摘している。（二酸化炭素の 13%、メタンの 44%、亜酸化窒素の 82%）ややデータは遡るが（2017 年 9 月）EU がまとめたデータによると、ここでも農業からの GHG 排出割合は約 10%、CO2 換算で 426,473 キロトンという数値が存在しており、気候変動対策の観点で農業への注目は高くなってきていると考えられる。（下の図で農業起因の温室効果ガスの主なものとして、Enteric Fermentation: 反芻動物の消化の過程で放出されるメタン、Manure Management: 厩肥から放出されるメタンや亜酸化窒素、Agricultural Soils: 耕作地への過剰な施肥（合成・有機肥料）・窒素固定植物の蔓延・有機土壌からの水分流出・好ましくない灌漑方法等が原因で放出される亜酸化窒素を挙げている。）

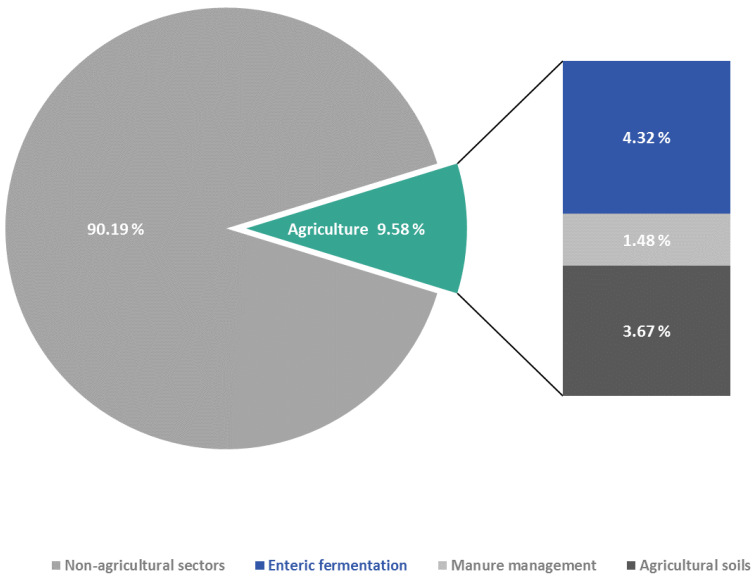

（出所：Eurostat）

民主党大統領が誕生すれば気候変動の注目度が上がる

上に挙げたバイデン・ウォーレン候補以外も、概ね農家に対して気候変動に配慮した農業を推進すべく何らかの援助を行うというのが標準的な政策となっている。何れの候補が選ばれたとしても 2020 年の大統領選で民主党の新大統領が誕生した場合、こうした形の政策が推進される事態を想定すべきだろう。

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます）は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。